

医療法人志太会 志太訪問看護ステーション（予防訪問看護）運営規程

第1条（目的）

この規程は、医療法人志太会が開設する志太訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う介護予防訪問看護の運営管理に必要な事項を定め、人員および運営に関する基準（以下「基準」という）に基づき、要支援状態にある老人が住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう家族と共に支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに、その生活の質を確保することを目的とする。

第2条（運営方針）

ステーションは前条の目的を達成するために、下記方針に基づき運営していく。

- 1 心身の機能が低下した状態にある在宅療養者に対して、心身の機能回復を図り、住み慣れた地域や家庭で、家族も共によりよい生活が続けられるように支援していく。
- 2 在宅療養者およびその家族が、24時間安心して暮らせるよう緊急訪問体制を取り療養生活を支援すると共に、地域の保健、医療、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者など各種サービスを提供する者と密接な連携を図り、より地域に根ざした活動をしていく。
- 3 在宅療養者およびその家族のニーズと地域に合った訪問活動を機動的、柔軟的に展開し、利用者が利用しやすい訪問看護ステーションを目指す。

第3条（名称および所在地）

名 称 志太訪問看護ステーション
所在地 藤枝市岡部町内谷60-2

第4条（職員と定員）

ステーションに次の職員を置く。その定員は、基準を下回らないものとする。

- 1 管理者（常勤で看護師と兼務） 1名
- 2 看護職員（常勤換算で2.5名以上）
- 3 理学療法士（1名以上）

第5条（職員の職務内容）

職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者は、ステーションの業務を掌握し、職員を指揮監督する。
- 2 保健師、看護師、准看護師、理学療法士は介護予防訪問看護に従事する。

第6条（職員の基本姿勢）

職員の基本姿勢は次の通りとする。

- 1 職員は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者及び家族等の福祉の向上を図るように努める。
- 2 職員は、介護予防訪問看護が適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するように努める。
- 3 職員は、医学の立場を堅持し、常に利用者の病状や心身の状態、家族等の状況等の把握に努め、適切な介護予防訪問看護ができるよう療養上の目標を設定し、計画的に介護予防訪問看護を行う。

第7条（守秘義務）

守秘義務は次の通りとする。

- 1 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密をもらしてはならない。
- 2 介護予防訪問看護にかかる市町村への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行う。

第8条（運営会議）

管理者は、ステーションの運営管理について、1月に1回の運営会議を次の要領で定期的に開催し、議事録を作成する。但し、緊急議題については臨時に会議を招集する。

- 1 年度の活動計画、予算、運営規程及び細目の見直し・修正等、ステーションの運営全般にかかわる事項について検討する。

第9条（サービスの提供方法）

かかりつけの医師の指示に基づいて、職員が家庭に訪問し、介護予防訪問看護あるいは訪問リハビリテーションを行う。

第10条（サービス内容）

ステーションのサービス内容は、次の通りとする。

- 1 病状の観察
- 2 医療的処置の実施及び指導
吸引、酸素吸入、カテーテル管理、じょくそう処置、内服管理等
- 3 看護、介護技術の実施と相談、指導
洗髪、清拭、入浴、排泄、体位保持等
- 4 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- 5 リハビリテーションの実施と相談、指導
- 6 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
- 7 生活環境の調整と指導
- 8 かかりつけの医師への連絡調整及び報告
- 9 行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
- 10 その他、医師の指示による処置と、介護に関する相談

第11条（訪問回数）

ステーションの訪問回数はケアプランに記載されている回数（回数制限はない）

第12条（営業日、営業時間及び実施地域）

営業日及び営業時間は次の通りとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

- 1 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日、8/14～16、12/30～1/3を除く）
- 2 営業時間 8：30～17：30

通常の事業の実施地域は藤枝市岡部地区、広幡地区

第13条（緊急時の対応）

緊急時の対応は次の通りとする。

- 1 利用者の状況等により、24時間連絡体制を取る。
- 2 必要時、緊急訪問及びかかりつけの医師への連絡を行う。

第14条（利用料）

利用料は、基本利用料とその他の利用料からなる。

- 1 基本利用料
介護保険においては厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該介護予防訪問看護が法定代理受領による場合には介護保険負担割合証に応じた額とする。
- 2 利用料については、サービスを提供する前に利用者や家族に対し、その内容及び費用に関し説明を行い同意を得る。
- 3 利用者から利用料の支払を受ける場合には領収書を交付する。

第15条（内容の教示）

内容の教示は次の通りとする。

- 1 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、利用手続き、内容、利用料、その他のサービスの提供方法等について説明し、理解を得る。
- 2 利用申込者が必要とする療養上の世話の程度が重い事を理由に、介護予防訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護が提供できないと判断した場合にはその限りではない。
 - ①利用申込者の病状が重篤な場合
 - ②利用申込者の居住地が通常の実施地域を越えた場合
 - ③職員の現員から、利用申込みに応じ切れない場合この場合には、速やかに主治医及び居宅介護支援事業者への連絡等必要な措置をするとともに利用者又はその家族等に対し充分説明をし、理解を得る。

第16条（他機関との連携）

他機関との連携は次の通りとする。

- 1 市町村との連携
地域に根ざした事業として、市町村の保健・福祉部門、保健所及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等と十分な連携を図る。
- 2 かかりつけの医師との連携
かかりつけの医師の指示書に基づき適切なサービスを提供できるよう、かかりつけの医師と密接かつ適切な連携を図る。
- 3 サービス終了時の連携
サービスの提供の終了に際し、利用者及びその家族等に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、担当医師、市町村等の保健・福祉サービスの提供主体等と連携をとるよう努める。

第17条（衛生管理）

- 1 看護職員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。
- 2 指定介護予防、指定介護訪問看護事業所の設備および備品等について衛生的な管理に努める。

3 ステーションにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じる。

- ① ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催する。また、その結果について従業者に周知徹底をしていく。
- ② ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第18条（記録）

記録は次の通りとする。

- 1 利用者ごとに訪問看護計画書及び、訪問看護報告書を作成する。
- 2 事業を適切に把握するため、日々の運営及び利用者に対する指定訪問看護に関する諸記録を整備する。

第19条（会計の区分）

訪問看護ステーションごとに経理を区分し、病院等の会計と区分する。

第20条（虐待の防止について）

事業者は利用者と人権の擁護虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し職員に周知徹底を図る
- 2) 苦情解決体制を整備する
- 3) 虐待防止を啓発普及するための研修を職員に対し定期的実施する
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定する

責任者 管理者 大石 文乃

- 5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

第21条（業務継続計画の策定等について）

- 1) 感染症や非常災害が発生時において、利用者に対する指定介護予防、指定介護訪問看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で、早期の業務再開

を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画にしたがって必要な措置を講じる。

2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

第 22 条（社会情勢及び天災時の訪問看護について）

1) 社会勢の急激な変化は地震の災害など著しい社会秩序の混乱などによりステーションの義務の履行が難しい場合は一定時間の調整をさせていただく場合がある。

2) 社会情勢の急激な変化が地震や風水害など著しい社会秩序の混乱などによりステーションの業務の履行が遅延もしくは不能になった場合はそれによる損害賠償責任をステーションは負わないものとする。

附 則

1 この規程を実施するため必要な事項については、細則で定める。

2 この規程は、平成 9 年 2 月 1 日から施行する。

平成 9 年 10 月 1 日（その他利用料他）改訂

平成 11 年 4 月 1 日（第 12 条）改訂

平成 12 年 4 月 1 日（第 11、14 条）改訂

平成 13 年 9 月 1 日（第 12 条）改訂

平成 19 年 12 月 21 日（第 3、4、11、12 条他）改訂

平成 23 年 10 月 31 日（第 3、4、5、12 条）改訂

平成 26 年 1 月 20 日

（第 1、4、5、8、10、12、15 条）改訂

（第 19 条）削除、（第 20 条）繰上